

空き家の管理は適正に

例年雪による建物被害が多数発生しています。特に空き家の場合、所有者や管理者の目が届きにくいいため、雪庇が落下して隣の建物を壊したり、道路をふさいだりして重大な事故につながる可能性があります。



～みんなで考えよう～

空き家に関すること

問 環境共生課市民生活窓口班
(☎ 73-2115)

冬期間における留意事項

- ①定期的に状態を確認しましょう
 - ②所有者が建物を確認できない場合は、親類や近所の方などに依頼し、状態を把握してもらいましょう
 - ③建物が損傷している場合は、部材が飛散しないように適宜処置しましょう
 - ④屋根の雪や雪庇は、大量になるまで放置せず、適切な時期に対応しましょう
- ※雪下ろし請負業者一覧は、本紙6ページに掲載しています。

雪下ろし作業は安全に

- ①命綱を付けましょう
- ②使用するはしごはしっかり固定しましょう
- ③雪止めの位置を確認しましょう
- ④軒下に人がいないか確認しましょう

ご自身や周囲の安全に気をつけながら作業を進めましょう。



立木の管理も適正に

着雪や強風で発生する倒木・枝折れ・落雪などにより、道路交通の障害となったり、第三者に被害を与えたりすると**所有者が賠償責任を負うことになり**ますので、立木の管理は適正に行うよう十分に注意しましょう。



国民年金の まめちしき

付加年金保険料の ご案内

国民年金の一般保険料に加えて付加保険料を納付すると、受給する年金を増やすことができます。

問 大曲年金事務所 (☎ 0187-63-2296)、
市民課国保年金班 (☎ 55-8164)

- 納付できる方 ・国民年金第1号被保険者
・任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)

■付加保険料の月額 400円

■付加年金額 受給できる年金額は、「200円×付加保険料納付月数」です。例えば、20歳から60歳までの40年間、付加保険料を納付した場合の年金額は次のとおりです。



$$200円 \times 480月(40年) = 96,000円$$

※毎月の定額保険料(令和5年度:16,520円)を40年間納付した場合の老齢基礎年金(795,000円 ※令和5年4月からの年金額(満額))に合わせて受給できます。

■申込み 市民課国保年金班(本庁舎1階)または各総合支所地域応援班
※基礎年金番号が分かるものをお持ちください。

■申込みの際に注意いただくこと

- ▷付加保険料の納付は申込みした月分からとなります(さかのぼって納付できません)。
- ▷付加保険料の納期限は、翌月末日と定められています。
- ▷国民年金基金に加入している方や国民年金保険料の免除該当者は、付加保険料を納付することができません。
- ▷農業者年金に加入された方は強制的に加入されます。